

平成30年度第3回小田原市文化財保護委員会 会議概要

日 時 平成31年1月28日（月）午後1時30分～3時00分

場 所 市民交流センターUMECO会議室7

出席者 文化財保護委員

相澤委員（委員長）、勝山委員（副委員長）、岡本委員、鳥居委員、松蔭委員、吉田委員、平田委員、岩橋委員、吉良委員

※欠席委員 大谷津委員

小田原市

教 育 長：栢沼教育長

文 化 部：安藤部長、遠藤副部長、大島管理監

文化財課：山口副課長、内田副課長、田村副課長、峯田主査、下澤主任

生涯学習課：岡副課長

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 議事

（1）諮問事項

ア 市指定文化財新規指定候補について（資料1-1、1-2）

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

（ア）絹本著色北条時長像（風祭 寶泉寺）

【質疑応答】

（委 員）

調書①、絹本著色北条時長像の諮問する理由のところ、2行目の日蓮上人画像が「県指定」、宝金剛寺真言八祖像「県指定」、6行目、氏綱画像が「県指定」となっています。一方で、6行目氏康画像は「県重文」とあり、「県指定」は「県重文」に統一した方がいいと思います。

（事務局）

調書①、諮問する理由2行目にある「県指定」2箇所、6行目の「県指定」1箇所の全部で3か所、「県重文」に修正します。

(イ) 上輩寺の五輪塔群 (酒匂 上輩寺)

【質疑応答】

(委 員)

調書の1枚目の内容の下から6行目、「市内に所在する中世の五輪塔群の中では群を抜く大きさ」とありますが、市内にある五輪塔群というよりは、神奈川県内の中でとらえても大きいのではないのでしょうか。

箱根の精進池に五輪塔がありますが、この規模の五輪塔の大きさは、県全体で見るとどうなのか。鎌倉などにはあるのでしょうか。

(委 員)

県内で見ても大きいと思います。ですからそれは「県内で」という言葉でもいいと思うのですが、おそらく「市の指定」ということもあって、「市内で」という言葉にされたのではないかなと私は考えました。

(委 員)

もうちょっと打って出てもいいのではないかという気はするのですが。

(事務局)

県内の場合で比較すると、「群を抜く」まではいえず、「大きい部類に属する」みたいな言い方になるのではないかと思います。

(委員長)

私も中世を研究していますので、「県内」としますと、鎌倉市にある忍性塔が、かなり大きいですね。「群を抜く」というのは、「県内」の中においた場合には、ちょっと差し障りがあるかなというところがあります。上輩寺の五輪塔の大きさというのは、箱根の五輪塔もご指摘のとおりですけど、鎌倉へ行くといくつかあります。

どうでしょうか。まずひとつは県内で位置付けてしまうか、それとも市内ということに留めるか、この場合は市の指定ということでございますので、市の中ではもちろん「群を抜く」ということになりますので、それに限ってということにするかということになるかと思います。

(委 員)

併記はどのようなのですか。

(委 員)

市内で比較してもあまり迫力ないですよ。県西とか。

(委 員)

今のご意見のように県内で押さえると、極楽寺の忍性塔など比較にならないくらい大きな五輪塔があります。そうすると「群を抜く」というような表現がおかしくなってい

まうと思います。ここは市内で収めてもよろしいのではないのでしょうか。

(委員)

鎌倉はちょっと別格なので、「鎌倉を除く県以西においては、精進池の五輪塔と並んで、群を抜く大きさである」という話になると思います。

「市内で」といった場合に、並び立つ五輪塔、時代的にも比較できるような五輪塔があればいいのですが、そうでなければ市内の中でと記述することに、意味があるのでしょうか。

(委員長)

どうでしょうか。

(委員)

そうすると相対的に県の中で大きくて、なおかつ市内ではという風な、それの方が相対化はできるかもしれません。

(委員)

表現がちょっと面倒です。忍性とか忍公の大きいサイズの五輪塔と比較するとずっと小さくなってしまいます。言い回しの煩雑さを考えると私はこれでいいのではないかと思います。

(委員)

最大と言えるのではないですか。

(委員長)

市内に限った場合には最大と言えるでしょう。確かにあまり類例もありませんので。かえってその方が誤解を招かない、よりの確かな言い方かもしれません。どんな意図を持って表現するかということで、いろいろなご意見がでると思いますが、県内まで比較して言うか、市内の中で押さえて書くかというところでしょうか。

(委員)

「小田原市内で類を見ない大きさである」というような表現であれば。

(委員長)

市の指定という事で、市内というところでもらえた方が、市民の方も分かりやすいかなと思います。県と国とかになってしまうと大変になってきてしまいますので。市内ということで限らせていただいて、「市内に所在する中世の五輪塔群の中では最大である。」、ではいかがでしょうか。

(委員)

「五輪塔群」ではなく、「五輪塔」としてはでいいのではないですか。「類を見ない大きさである」と言ってしまうと、大きいのだなということが分かるのではないかなと。

(委員)

最大であることは間違いないのだから、「中世の五輪塔の中では」、また、3基あるか

ら、「いずれも最大級である」というような言い方になるのではないですかね。

(委員)

「級」というより「市内最大」なのでしょうね。

(委員)

最大だったら1基だけを指すことになる。上輩寺は3基あるので、最大級でしょう。

「いずれも最大級である」としたらいいのではないですか。

(委員長)

「いずれも最大である」。最大っていうと1つを示す感じがします。だから「3基とも最大級」ではどうでしょうか。「いずれも最大に属する」という意味ですが。

(委員)

「群を抜く大きさ」が一番収まるのではないですか。「中世の五輪塔の中では群を抜く大きさである」。群を抜いてしまっているのですね。

(委員長)

「市内に所在する中世の五輪塔の中では、いずれも群を抜く大きさである」というのはどうでしょうか。

(委員)

「いずれも」はつけなくてもいいのではないですか。

(委員長)

「中世の五輪塔の中では群を抜く大きさである」という風に言っておけば、3基ともそうなのだなということがわかりますでしょうか。的確な文言を使わなければいけないのですが、「市内に所在する中世の五輪塔の中では群を抜く大きさである」ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

そうすると実は、文の組み立て方がよろしくない部分があります。調書②の下から7行目は、「また、2号塔は花輪の軒2隅を大きく欠いているが、市内に所在する中世の五輪塔群の中では群を抜く大きさである」となっているで、このままでは2号塔だけのことを言っているように取れてしまう危険があります。だから、「欠いている」で、ピリオドを打って改行します。そうすれば、「市内に所在する中世の五輪塔の中では群を抜く大きさである」の文は、3基の五輪塔全てを示すことになると思います。(了承)

(委員)

諮問する理由の3行目と最終行が、「指定文化財」になっている。他は「指定重要文化財」になっているので、統一した方が良いでしょう。

(事務局)

「市指定重要文化財」に表記を統一します。

(委員)

たびたびで申し訳ないのですが、五輪塔を調査した松井先生が、14世紀後半と年代

を特定したことにに関して、事務局の方で松井さんとやり取りしている中で、鎌倉時代にかかるような捉え方をしたくない、編年している五輪塔の年代区分の形状から言うと、これは水輪とか花輪の部分が、反りが弱いとか、水輪の扁平の成り方が違うので、南北朝時代（後半）というふうにしたいとの説明があったかと思えます。

しかし、私は鎌倉の五輪塔とか全部は見ることはできませんが、少なからず写真集などいろいろ調べ、それぞれ軒の傾斜ですとか反りとか軒先の幅とかは、それぞれ若干違いがあると思うのです。小田原という地域の五輪塔ということで、鎌倉から離れた地域になるがゆえの特色というのがあってもおかしくはないと思うのがひとつ、調査の方法、現地の寺からの聞き取りですとか、酒匂周辺の歴史などを勘案することはなしに、形状のみで判断するということがいかなものでしょうか。

これはひとつの見方でしょうけれども、歴史ということの流れの中の五輪塔であって、そこには必ず人が関わっての成果物なわけです。そういう部分の考察が欠けているということが非常に腑に落ちないという感じがすると、若干そういう判断が松井さんの編年にのっつた恣意的な年代特定になる危険性があると思うのです。

酒匂であれだけの大きな五輪塔を作るということ、五輪塔という巨大な硬い石を削り取って作るものについては、それなりの背景・勢力がいなければできないことであるというふうに考えており、鎌倉の五輪塔などそうなのでしょうが、そういうことを塩梅した上で、酒匂という地域の特性がどうなのか、酒匂にいた勢力なるものがどうなのかということに必ず触れざるを得ないのですが、松井さんはそこに一切触れず、スパッと14世紀後半あるいは南北朝後半の方に持っていくことについて、学問的には問題があるだろうなと思えます。

今までの市の「市史」ですとか、「小田原市の史跡」とか、「市史」では斎藤先生が書かれているのは、鎌倉時代後半から南北朝時代というふうに出ています。要するに地方色というのが必ず出てくるということと、地域の歴史の背景を勘案して、ある程度幅を持たせて表記すべきこと、それが学問的な良心というふうに思いますので、何度も申し上げて申し訳ないですけれども、「南北朝時代」とスパッと言い切ってしまうということに非常に疑問を感じます。酒匂右馬頭が上輩寺の位牌に没年が正安元年1299年で、のちに九州の方に酒匂氏はどうも行っていることがほぼわかってきましたし、寺の先代住職から聞き取った内容もそうでした。九州の薩摩、大隅、日向の地で島津と一体となって活動していたということがほぼ史料で出てきていますから、そういうものと考えあわせると、「鎌倉時代」を排除すること自体に、今ここで早急にする必要はないのだろうと思えます。松井さんの編年によると問題が生じるだけであって、歴史的な背景から考えれば、当然鎌倉後半・末から南北朝時代にかけてという幅をもたせても何ら問題はないと思えます。

南北朝時代ではなく、後に研究が進んで、鎌倉時代にかかるのだという訂正も可能だという意見もありましたが、それはあくまで、相当の特定される史料があつての話であ

って、今現在は周辺の歴史的な史料、それから形状からそれだけの幅を持たせておいた方がより学問的だろうと思います。

(委員)

調査をされた松井さんは、様式論で年代比定をされていると思います。文字史料がない、銘文もない場合は、様式の年代的な特徴をとらえて、この1件だけの資料ではなく、おそらく関東全般の資料を見て、また、松井さんは静岡の方ですから、東海地方も含めて、幅広い様式の変化をおさえて、その中で年代比定をされていると思います。様式論という学問の物差しを使って、この年代を出されたわけです。それに代わるスケールが用意できればいいと思うのですが。

今の話ですと酒匂氏のこと、これはよほどの有力者じゃないとこういうものは作れない。だから酒匂氏が九州に行く前の鎌倉時代ではないかというようなことをおっしゃったように私は思いますが、それはあくまで推測に推測を重ねていらっしゃるように思います。松井さんの意見を反駁されるには、ちょっと説得力が弱いかなと私には思います。

また、私は石造美術の専門ではありませんが、仕事柄いろんなところのものを見る機会があり、神奈川県西部では、湯河原の成願寺に鎌倉時代の層塔とか、五輪塔がたくさんあります。層塔の基準作例となるものがありまして、鎌倉時代のものですが、やはり棟の形とか厚さといったものと比べると、私もこの3基の塔を見て、少し時代が下がるのではないかという感じはしました。特に2号棟の空輪・風輪なんかを見ると、1号塔と3号塔と形がだいぶ違います。こういったことから見て、3基を一度に作ったということは、言えないのではないかなと思います。特に2号塔の空輪・風輪なんかを見ると、これは鎌倉時代とするのは厳しいと思います。ですから、私は南北朝時代ということで、年代比定を行って全く問題ないと思います。

(委員)

今、委員が話されたように、この3基を見ても年代に違いがあるということですし、鎌倉の称名寺やその他にあるのを見ても、それぞれ若干違いがあるわけです。それを様式による編年という一本でやるのはいかなものかと。この3基だけでも、3つがそれぞれ若干違ってしますので、そういう意味では、今後のためにも、それから上輩寺が酒匂氏の菩提寺であるということと、寺内に酒匂右馬頭の位牌が祀っていることも含めて、幅を持たせておく分には何ら問題はないと思います。

(事務局)

前回の会議の時に、「南北朝時代でも後半」と記載していた調書を、委員のご意見なども踏まえて、幅を持たせて「南北朝時代」とさせていただいた経緯があります。確かに「小田原市史」では、「鎌倉末から南北朝時代」と書かれていて、それを踏まえた委員お持ちの小田原の文化財の資料も、鎌倉時代末からと記載されていますが、小田原市史で研究された時代から25年以上経っているので、様式を踏まえて「南北朝時代」としたことは研究が進んできた成果かと考えているところです。

(委員)

松井さんは、画期的な事業に取り組んだとは思いますが、彼の著書は、松井さんともうひとりとの編著で、各地域をそれぞれ分担して、南関東は誰々がやりますと地区別に割り振って、1つの本として作ったものなので、本当に厳密な意味で、まだ五輪塔の編年というのは明解にできるのかどうかということについては疑問があります。

五輪塔なので、地域の酒匂氏が作ったか作らないかというのは特定できませんが、今少なからず酒匂という地域が、小田原が宿場としてこの世に現れる以前の、足柄平野の中で最大の宿場と言ってもいいぐらい重要な場所であったということから考えると、鎌倉期のということを外して考えるのは、逆にそれを除いたことによる偏重、南北朝ということによって特定されてしまうということの偏重があるのではないかと思いますので、できれば幅を持たせて表記しても何ら間違いでもないし、そうすることの方が、最善に近いのではないかなと思います。

(事務局)

2、3補足をさせていただきます。形態から年代を割り出すことについての疑問が出されているのですが、考古学的方法はそれに頼らざるを得ないところがあります。平安時代辺りの土器は一緒に出てくる年代がわかるものというものを一つの定点にして、そういった定点を使いながら、全体の変遷をとらえて、その中でこの頃であろうという年代をおさえていきます。この五輪塔についても、同じく銘文で年代が明らかなものをひとつの定点にしてその変遷を考えていきます。

松井さんは国立の歴史民俗博物館の共同研究の中で、いろんなメンバーと一緒にいろんなところを見て歩いています。ですからこの成果品、本の中では割り振りがあって関東は誰が書いてとはなっていますけれども、そういう共同研究というのは認識を共有しながら進めているものなので、そういう意味では松井さん一人が言っているわけではないと私は理解しております。

それから細かな五輪塔の話になりますが、これまで分かっていることの中では、武家の五輪塔ですと梵字が入る傾向があって、そうでないとそうじゃない制作者ですかね、結縁の話であるとか、そういう傾向があるということがとらえられているということ。それがひとつと、それから酒匂右馬頭の生きた年代っていうことになりまして、もう年代がわかっているのであれば、箱根の方のもの、それから、忍性塔とかが出てまいります。そういうものと、最近、大和郡山市の山川均さんという方がこちらの研究をかなり深められまして、それで行くと奈良からある石工集団が、忍性によってもたらされる。だから、もし、右馬頭の時代のお話だということになると、来たてのそういう技術が非常に修練している集団の作りということで、逆に地方色が考え難くなってしまふということはあるのではないかと考えます。それらから事務局としては、松井さんの見解というのをまず尊重していいのではないかと考える次第です。

(委員長)

年代比定というのは総合的に歴史学とか美術史とか宗教史とかいろんなところの意見を出し合って考えていくというのが、非常に大事なことだろうと思うのですが、実際に、歴史とすべてがうまく整合性が合うかというところではない。今回のお話なんかもそうだと思います。説得力という問題でもあります。

この件については、銘文も入っていないということもあり、酒匂氏の菩提寺だということもあるかもしれませんが、まず形状ということが第一義として判断されていいのではないかと、そこに定点を置くというのが最も説得力があるのではないかなと思います。美術史の方の意見かもしれませんが。

これは歴史学の方と美術史学の方と意見が違うということもありますが、歴史学の方に合わせていくと、実は少し時代がズレて、間違いが起こる場合もあります。ですから、やはりこういう文化財指定、物を指定することというのは、物に近づいて、そしてそこに指定の基準を置くというようなことが、最も説得力があるのではないかなと思います。これは委員長としてではなく個人の意見です。そうなりますと私もこの五輪塔を見ますと、軒が、例えば忍性塔なんていうのはこういう風な形で平たくなっているところがありますが、例えば2号塔なんかだとシュッと傘のような感じになっていたり、それから丸いところが、正形の丸ではなく、潰れたような算盤の珠みたいな形になっているなどの特徴から、ちょっとこれを鎌倉時代というのは難しいのではないかなと。

それからもうひとつ、地域差というものも実は大変考慮しなければいけないところです。西と東とは五輪塔の細部が全然違うなんてことがあります。鎌倉と小田原、そして箱根というところというのは、ある程度それぞれ地域差があるのだというわけでもなく、同じ石工集団から発した様式がだいたいこの辺の地域ということで、一掴みにしてもいいような地域ではないのかなということも考えますと、鎌倉それから箱根というところで形状を比べると、この3基というのは少し時代が下るといような、そういう様式判断というのは、私は合っていると思います。いかがでしょうか。

(委員)

これは例えば時代表記で、「南北朝時代か?」、というのではないのですか。

(委員)

「南北朝時代か?」そんな表記はありえないと思います。

様式での時代特定に異議があるならば、自分で論文を書いてください。

(委員)

石塔の年代的な変遷というのは、かなり広いエリアでその変化が、同じ変化で動いています。石工集団は経験と勘で作るわけではなく、図面や定規を作ってやっています。だから共通の寸法が維持され、ただ時代の変化によって好みという流行が入ってきますよね。それで、少し水輪などがつぶれた感じになるとか、最大径を上にするとか、そういう変化がでできます。石塔の研究者は基準作例を基にスケールを作っている

わけですから、形の変化だけで時代が特定できないとは言い切れないと思います。

私は文献の人間ですが、幅広い資料を見て、時代による形の変化から年代を割り出すという方法は、ある程度信頼してよいと思います。

(委員長)

意見も出尽くしたと思いますけれども、どうでしょうか。結局この時代というのは、幅をもたせればもたせるほど、またある意味ではあやふやになってしまうというところもあると思います。指定する際には最も大事なところでもありますし、南北朝時代ということだけでもそんなに狭めたというわけでもありませんし、形状的にも様式的にも一番妥当な部分で、外部にも説明できることが一番の要素だと思います。

だからこのところを定点に、つまり様式というものを定点に置いて、我々ここでは南北朝時代に置いたということで十分な説得力は持つと思います。

いろいろと意見が出ており、歴史とあらゆるものの整合性を合わせていくと、いろんなところで違ってきたりすることもあります。ここは様式にあくまで限って、定点を定めて南北朝時代にしました、ということではいかがでしょうか。

(事務局)

調書の内容の下から3行目のところ、水輪等の形式的な特徴から南北朝時代と考えられるとしていますので、本当にまた歴史的なことがいろいろわかってきたら見直すことも事務局としては考えたいと思います。

(委員長)

今後も、市指定の時代が違っていったら、また当然直していくべきで、これで決めたら将来的にもこれを崩さないというわけではありませんので、とりあえず今の時点では、「南北朝時代」と決めさせていただきたいと思います。 (了承)

(ウ) 和田家文書（北条氏康朱印状・北条家定書）

【質疑応答】

(委員)

内容のところ、③-1の3行目のところが、「相模中嶋郷」となっているのですよ。③-2の方だけ、「相模中嶋」となっているのです。表記の統一が必要だと思います。

(委員)

文書にある文言に従って記載しているのですよね。

(委員長)

これは「中嶋郷」としてしまってもよろしいのですか。調書の内容欄であり、文書を引用しているという部分ではないので、統一した方がいいのではないかという感じはいたします。

(委員)

こうしたらどうですか。「相模の中嶋の」にしたらいいのですよ。そういう行政区分的なものを排除した表記にしたらいいのではないですか。

(委員長)

③-1のところですか。

(委員)

両方ともです。「北条氏康が相模の中嶋の小代官」。後ろも、③-2の方も、「北条氏が相模の中嶋の」にしたらいかがでしょうか。

(委員長)

そうしますと、③-1の方で、「相模の中嶋の小代官・百姓中に、同郷」って出てきますが、これはどうしますか。

(事務局)

これは「同地」とかって変えてしまってもいいのではないのでしょうか。

(委員)

これは宛先にあるからいいのではないのでしょうか。あとの方を「中嶋郷の」にしてもいいかもしれないですね。「中嶋郷の懸銭」という言い方にすれば本文に則した表記だから。だから前は「相模の中嶋の小代官・百姓中に、中嶋郷の」としたらどうですか。

(事務局)

調書③-1におかれましては、「相模の中嶋の小代官・百姓中に、中嶋郷の」とするということですね。調書③-2は、「相模の中嶋の」と「の」を入れるということですね。(了承)

(委員長)

皆さんに何度かにわたって見ていただいているところなので、ここで今ご意見が無いようでしたら、これも市指定重要文化財に上げていただくということでもよろしいでしょうか。(了承)

諮問が出された3件につきましては、本日、審議をしていただいたわけです。今、この委員会における審議の結果適当であるということで答申したいと思うのですが、ご異議はございませんか。(了承)

それでは、適当である旨の答申書に判を押して、今、教育長に差し上げるということでもよろしいですか。(了承)

その場合、この調書は今皆さんにご審議していただいた新しい文言に修正することを前提といたしまして答申書を提出いたします。

(事務局)

ありがとうございます。この場でいただきたいと思います。(教育長が委員長より、答申書を受領した。)

(2) その他

ア 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要について（資料2）

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

（事務局）

来年度から改正文化財保護法が施行するにあたり、まずは委員の皆様へ情報共有というところですが、今後具体化していくにあたって委員の皆様にもご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えています。

【質疑応答】

（委員長）

いろいろな市町村でやはり文化財の活用というのが一番言われているところで、小田原市も積極的に取り組んでいくというような説明がありました。活用というのがなかなか一言で言っても難しいところがあるかもしれません。慎重にということもありますし、その辺のところもまた、考えながらやっていただきたいと思います。

みなさんの方で何かご意見はありますか。

（委員）

(3) ①「下記2.により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする」という。これは文化財保護委員とは違うのですか。

（事務局）

地方文化財保護審議会と小田原市の文化財保護委員会は同じ位置づけです。

（委員）

国の審議会イコール文化財保護委員会のようなものですが。ということなのですか。

（事務局）

はい。小田原市は従来から文化財保護委員会ありますので、地方公共団体の長が文化財保護を担当することになっても、本市はあらたに設置するものではなく大丈夫です。

（委員）

その下の文化財保護指導員のところにアンダーラインが引いてありますが、これは、小田原市はもう置いているのですか。

（事務局）

文化財保護指導員は小田原市にはいません。神奈川県にも確認しましたが、文化財保護指導員は一人も配置しないとのこと。ただ今後地域計画作成の過程の中で、こういう方々も必要かどうか検討していく必要があると考えています。

イ その他

【質疑応答】

(委員)

先日、仏像研究の神野さんにお会いし、千代廃寺の報告書を見て、螺髪とかを研究していますが、「四天王像もあるのではないか」ということを伺いましたので、皆さんに報告しておきたいと思います。

(委員長)

神野さん、私も前の職場だったので知っていますけれども、非常に熱心な方で、学会が何かで発表されたと思うのですけれども、千代廃寺の仏像はもう発表したのではないかな、まだ活字にもなってないと思いますけれども、仏像史の方からの研究は是非進められるといいと思います。

(委員)

千代廃寺の関係で、四天王像があるというのはだいたい目星がついているのか。

(委員)

残っている遺物の中に、多分花びら状のものがあるのですけれども、それがベルトか何かの一部になることを考えているようです。

(委員)

それともう一つ。中里遺跡の検討が進んでいるようですけれども、そのことについては何か報告はないのですか。

(事務局)

先だって、県の文化財法審議委員の考古の委員さんの方で実査することがございまして、当初特徴的な土器と代表的な石器みたいなところだったのですが、中に東大の佐藤宏之先生と駒澤大学の寺前直人先生という石器に詳しい先生がいたものですから、たまたまリストアップされてなかった資料の中に、太形蛤刃石斧(ふとがたはまぐりばせきふ)という弥生時代の伐採用の斧なのですけれども、それを中里遺跡で作っている過程がわかる資料があるというお話が出ました。それについてもやはり遺跡の性格、とにかく東日本の弥生の遺跡で石器の製作途中のものとしては、最古のものになるというようなお話があつて、これも県の指定の対象に加えましょうというやり取りがございました。

土器の方は、もうすでにいろいろ学会の方でも議論されていますので、報告書も出てまだ日が浅いのですけれども、もっと全体的には議論が活発になるということが予想されます。以上です。

(委員)

全部一括っていうことではないのですか。

(事務局)

全点ではございません。かなりの点数ですからリストアップしてそれの中で決まっていけます。

(委員)

いままで投げかけたことであり、積み重ねてきたものの中で質問します。

①小田原少年院が閉庁になって、小田原少年院の北側、梅林の中に、土塁と堀が残っている可能性があるので、法務局から国の方の所有物として転々とする前に、ある程度確認して、話がつけられるものなら付けた方がいいのではないかなと話をしたのですが、それはどうなっているのでしょうか。

また、②三の丸小学校の三の丸土塁の件はどうなっていますか。

さらに、③箱根口門は一度は、小田原市文化財保護委員会で箱根口門の国指定史跡としての申請をするということに決まったものが、突然、委員会決議をひるがえして、もうそれが35年、40年近く前に取りやめになったまま箱根口門は未指定です。今もきちんとした表示の看板もないとかあります。それはどうお考えですか。

国指定史跡候補の箱根口門の状況については、資料が出ているし、土塁上の松というのも文献的にもいつ植えられたということもはっきりしています。それがみんな両岸から学校側からも削られ、住宅側からも削られ、松は枝が危ないからバサバサ切られるという状態になっています。以前にも申し上げましたが、年に一度は市の方で、三の丸小学校の三の丸土塁については、土地を手放す人がいればそれは市が買い取るとかというようなことを多少なりともやっていたらいいのですが、それを私が4、5年前に聞いた時には、まだ明確にはなかったのですが、その後この文化財保護委員会に出していただいて、ここの住宅地は市所有になっている、ここは道とかそういうものが出ていますから、これは年一回、今年はお出していないので、来年に向けて、是非そういうのは連綿として定型化された資料として伝達して欲しいです。もうひとつ箱根口門については、市の文化財保護委員会は正式に通過して、国に上げるところが、どういうわけか消えてしまったという経緯がありますので、早急にこれは改めて指定をするようにしていただきたいと思います。

(事務局)

まず、①少年院の移転に伴う総構えの土塁と堀の位置について説明します。先日、1月22日に松蔭委員と現地確認しました。総構えの山地部と平地部をつなぐ接合部の重要なところが、少年院の北側の壁あたりにあるのではないかとということで、現地確認したところ、土塁は削平されてもうないのですが、堀は堀沿いにまだある可能性があります。こちら発掘調査をしなければわからないということなのですが、4月に少年院の土地が、法務省から財務省に移管替えされるということで、財務省の方は売却の意向を持っていると。現状、小田原市でもどうかという話で、議会等でも質問されて検討したのですが、現状では土地利用上の制限と費用面からして、市が購入するのは難しい状況で

あるという状況です。ただし少年院の堀を含む土地については、既存の200番の埋蔵文化財包蔵地になっていまして、開発の前に発掘調査する機会がありますので、そこで堀の状況については確認次第、良好であれば保存について調整させていただくという形で考えています。また、3年間かけて史跡小田原城跡の保存活用計画というのもただいま検討しているところですので、位置付けについても検討してまいりたいと考えています。

次に②三の丸小の三の丸土塁の件ですが、以前委員のご発言内容で、子ども達が、三の丸土塁が校庭の片隅にあることを知っていないのではないか、子ども達が遊び時間の時に同じ敷地なので、乗っかったりしているけれども、歴史的な経過についてあまり知られていないのではないかというご意見もあり、教育指導課で確認いたしました。三の丸小学校でも、ことあるたびに、あれは三の丸土塁を子どもたちに説明し、「北条時代から江戸時代にかけてのお城の一部ということで、大切である。だから傷つけないように。」というようなことを周知しているという話でした。ただ子どもですので、遊び始めると行ってはいけないという場所にも登ってしまったりするので、その際、見かけた時にはなるべく注意するようにしているというお話でした。

それから③箱根口の史跡指定の関係ですが、スポーツ会館の南側と反対側の箱根口の三の丸小の裏側の取っ突きのところですが、石垣があり、史跡指定されているところもございまして。ただご指摘の間の平坦な広場部分は、市でもう所有しておるのですけれども、空間で無地番になっているところが現在あり、そちらについては、測量して地番をふったうえで、面積も確定したうえで、史跡指定しないといけないというような手続きがございまして。史跡指定も今優先順位をつけて進めております。その順番等も踏まえ、測量にも経費がかかることですので、順繰りに対処していきたいと考えております。

(委員長)

小田原市には、小田原城があるので、いろんな案件あり大変でしょうけれども、是非鋭意ご対処いただきたいと思います。他になれば、議事を終了いたします。

(事務局)

次回ですが、年度が変わってからの開催ということになりますので、改めてまたご連絡をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上